

福祉有償運送ガイドライン 要件確認表

資料5-3

申請団体名: 特定非営利活動法人 すみれ会

項目		要件	申請内容	書類確認
1	運送主体	特定非営利活動法人のほか、道路運送法施行規則第四十八条に掲げる者である	名称：特定非営利活動法人 すみれ会 所在地：山形市上町五丁目7番8号 (事務所：山形市あかねヶ丘二丁目15-10) 代表者職氏名：代表理事 戸内 美子	<input checked="" type="checkbox"/>
2	運送対象	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者	旅客の範囲：イ、ロ、ニ、ホ、へ ※へ…新たに登録されたため申請	<input checked="" type="checkbox"/>
		ロ 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者	旅客の名簿の人数 31名 (内訳) イ：9名 ロ：2名 ハ：0名 ニ：10名 ホ：13名 へ：0名 ト：0名 ※内訳は重複あり	<input checked="" type="checkbox"/>
		ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者		<input type="checkbox"/>
		ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者		<input checked="" type="checkbox"/>
		ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者	利用可否確認後の人数 28名 (内訳) イ：10名 ロ：2名 ハ：0名 ニ：13名 ホ：7名 へ：1名 ト：0名 ※非該当、死亡による削除：3名 ※内訳は重複あり	<input checked="" type="checkbox"/>
		へ 介護保険法施行規則第四百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者		<input checked="" type="checkbox"/>
		ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		<input type="checkbox"/>
	形態	<input type="checkbox"/> 運送の発地又は着地のいずれかが当運営協議会市町の区域内にある	運送の区域：山形市	<input checked="" type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 道路運送法施行規則第五十一条の二十五で規定された必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理している		<input checked="" type="checkbox"/>
3	使用車両	<input type="checkbox"/> 道路運送法施行規則第五十一条の三第七号に規定された福祉自動車を使用する	・福祉自動車 0台 ・福祉自動車以外の自動車(セダン車両) 3台	<input checked="" type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 福祉自動車以外の自動車を使用する		<input checked="" type="checkbox"/>
	使用権原	<input type="checkbox"/> 運送主体が使用権原を有している		<input checked="" type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 運送主体と、自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間で締結された契約書等が作成されている		<input checked="" type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 当該契約書等は、福祉有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確にされている		<input checked="" type="checkbox"/>

項目	要件	申請内容	書類確認
4	<input type="checkbox"/> 自動車の種類により、道路運送法施行規則第五十一条の十六に掲げる要件のいずれかを備える者である	<ul style="list-style-type: none"> 福祉自動車運転者：0名 セダン車両運転者：3名 過去2年以内において免許停止処分がない 運転者全員については、要件を満たす講習会を修了済み（修了証確認済み） 	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 道路運送法施行規則第五十一条の十九に掲げる必要な事項を記入した運転者台帳を作成し、適切に管理している。		<input checked="" type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/> 車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済に加入している	「対人無制限 対物無制限」に加入済み	<input checked="" type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/> 運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されている	体制について様式第7号、運行管理マニュアル等で確認。	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされている		<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われている		<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 市町、運送主体の双方において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確である		<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 市町、運送主体の双方において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確である		<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 市町、運送主体の双方において、その他有償運送の条件が常時確保されているかどうかについての管理体制が整っており、責任者が明確である		<input checked="" type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/> 運送の対価は、タクシーの上限運賃のおおむね1/2の範囲内である（あくまでも目安の範囲）	【交通費実費】 2kmまで440円、以降1kmごとに140円 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅と目的地の実走行距離による ・10.1km以上は割引料率をかけて算定 【介助料】（時間制） 30分まで600円、以降10分ごとに200円	<input checked="" type="checkbox"/>
8	<input type="checkbox"/> 登録を受けようとする者が、道路運送法第七十九条の四のいわゆる欠格事由に該当するものではない	欠格事由に該当しない（宣誓書により確認済）	<input checked="" type="checkbox"/>